



こんな時、どうするの？ 1 浄化槽の活性炭の処理

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会1)

浄化槽の保守点検業の登録業者です。これまで浄化槽の維持管理業務を受託している300人槽の浄化槽の設置者から、浄化槽の維持管理だけでなく、浄化槽通過後の排水が通過する活性炭槽の管理もして欲しいと依頼されました。活性炭槽は定期的に活性炭を入れ替えるそうです。活性炭槽で使用した活性炭の排出事業者は浄化槽設置者でしょうか、それとも維持管理業者でしょうか。また、この活性炭は一般廃棄物、産業廃棄物のどちらに該当しますか。産業廃棄物に該当する場合は、品目は何になりますでしょうか。

(回答1)

排出者については、栃木県では設置者又は管理者のどちらであっても差し支えないとして取り扱っているようです。あらかじめ、管理の委託契約において、当該活性炭の処理責任について明確に取り決めておく必要があります。次に、この活性炭が一般廃棄物か産業廃棄物に該当するののかについては、活性炭槽が事業場に設置されていれば産業廃棄物に該当しますが、当該活性炭が一般廃棄物である浄化槽汚泥と混在して分別不可能である場合は一般廃棄物として取り扱うこととなります。産業廃棄物の活性炭は、廃棄物処理法上の分類では燃え殻に該当します。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。(8月1日現在、11件契約)
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、7月31日現在、正会員194社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016